

神戸市軽自動車税 課税免除取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方税法（昭和25年法律第226号）第6条第1項及び神戸市市税条例（昭和25年条例第199号。以下「条例」という。）第64条の4の規定により課税免除とする商品である軽自動車等のうち、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項後段又は同法第97条の3第1項により指定を受けた車両番号を記載した車両番号標の交付を受けているものについて、必要な事項を定めるものとする。

(課税免除対象車両)

第2条 課税免除の対象となる車両は、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 条例第64条の4に規定する軽自動車等（原動機付自転車及び小型特殊自動車を除く。）であること
- (2) 販売を目的として取得し、保有していること
- (3) リース車、レンタカー（バイク）、試乗車、社用車、営業車又は代車等の事業の用に供されているものでなく、また、自己で使用する等の販売目的以外の使用がされていないものであること
- (4) 取得時における走行距離と賦課期日現在又は申請時の走行距離の差が100km未満であること
- (5) 賦課期日現在において、車両の所有者・使用者・納税義務者が同一であって、古物営業法（昭和24年法律第108号。以下「法」という。）第3条第1項の規定による古物営業の許可を受けており、かつ、中古軽自動車等を販売することを業としていること

(課税免除申請)

第3条 市長は、課税免除の申請を行うものに対して、賦課期日の属する年度の4月1日から5月31日（同日が神戸市の休日を定める条例（平成3年条例第28号）に定める休日である場合は、その翌開庁日）までの期間に、次に掲げる書類を添付し申請するよう求めるものとする。なお、申請の提出については、本市が運営する電子申請システムを通じて行うものとする。ただし、この方法による申請が困難な場合は、神戸市軽自動車税課税免除申請書を郵送する方法によるものとする。

- (1) 法第5条第2項に規定する古物商許可証の写し
- (2) 法第16条の規定により帳簿等に記載し、又は電磁的方法により記録した古物台帳の写し

(3)賦課期日現在又は申請時の走行距離が分かる写真

(調査)

第4条 市長は、課税免除に係る申請の内容その他課税免除に関する事項を確認する必要があると認めるときは、必要な調査を行うものとする。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する